

[事案 2019-231] 新契約無効請求

・令和2年5月15日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、募集人から保険関係費について説明がなかったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成31年3月に募集代理店を通じて契約した変額個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時に、募集人から、保険関係費の説明をされた記憶がなく、これを認識していたら契約しなかった。
- (2) 本契約は、10年経過すると解約控除がなくなるが、10年間預けて原資で戻ってくるのであれば、わざわざ保険にする必要はなく、預金のままでよい。
- (3) 契約書類を見て、はじめて保険関係費を認識したが、募集人に「安全だから、資産保全のために」と勧められ加入したのは騙されたようなものであり、非常に不快である。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人に対して、商品パンフレット等を示しながら、保険関係費を説明している。本契約の募集は不適正なものではないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が保険関係費の説明を行わなかったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。